

# 経 済 産 業 省

20260625貿局第1号  
輸出注意事項2026第10号  
経済産業省貿易経済安全保障局

令和8年7月1日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3.XIIIに基づく輸出許可書等の申請手続等について」の制定について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3.XIIIに基づく輸出許可書等の申請手続等について」を次のとおり制定し、令和8年7月1日から施行する。

絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3.XIIIに基づく輸出許可書等の申請手続等について

輸出注意事項2026第10号（令和8年7月1日）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書IIに掲げる種に属する動植物等の輸出であって、条約決議12.3.XIII「簡素化された許可書及び証明書発給手続きの利用に関して」に基づき行う輸出許可書等（以下「一括輸出許可書等」という。）の発行を伴うものに係る輸出の承認並びに一括輸出許可書等の発行の手続きについては、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）、「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号。以下「承認通達」という。）及び「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）によるほか、令和8年7月1日から下記により行います。

## 記

### 1. 適用地域

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の8に掲げる国又は地域

### 2. 適用品目

輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書IIにより特定されるものに限る。）

### 3. 対象となる輸出

2. に掲げる適用品目の輸出であって、次の（1）から（5）までの要件を全て満たす一括輸出許可書等の発行を伴う輸出とする。

- （1）商業取引を目的とする（目的の区分の記号が「T」に該当するもの）再輸出のもの
- （2）輸出する貨物が、条約適用後に本邦に輸入された種の場合、本邦への輸入に際し、条約第4条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該種の輸出を認めた旨の書面（条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「輸出国の輸出許可書等」という。）の発給を受けて輸入されたものであり、その件数が5件以内であること。
- （3）輸出する貨物が、条約適用前に取得された種の場合、ロット番号等により特定可能な、条約適用前に取得されたことが確認できたものであること。
- （4）本規定による輸出承認申請日の前年1年間に、輸出許可書等（日本国政府が発行したもの

に限る。)に記載された貨物(2. 適用品目に規定するものに限る)と同一の貨物の輸出であって、(1)から(3)まで及び(5)の要件を全て満たす輸出について、輸出許可書等の発行実績が100件以上あること。

(5) 輸出する貨物について、その出所が以下のいずれかの区分の記号に該当するもの

W: 野生から取得した動植物等

X: 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物等

R: ランチング(成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成)された動物等

A: 人工的に繁殖させた植物(決議11. 11において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの)。

C: 飼育により繁殖させた動物(条約決議10. 16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの)等

F: 飼育により繁殖させた動物(「C」の区分に該当しないもの)等

Y: 補助生産の植物(決議11. 11において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの)等

O: 条約適用前に取得された動植物等

#### 4. 申請方法

本規定による輸出の承認及び一括輸出許可書等の発行を受けようとする者は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。)に定めるところにより申請を行うこと。なお、書面による本輸出承認証の交付は行わない。

また、本規定による輸出の承認の申請に際しては、(2)①に基づき一括輸出許可書等の申請も併せて行うこと。なお、本規定に基づく輸出承認の範囲内において、2回目以降の一括輸出許可書等の申請を行う場合は、(2)②に基づき申請を行うこと。

(1) 輸出承認及び一括輸出許可書等の申請先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室

なお、本規定1.~3.に該当する輸出として本規定に基づく申請を行う場合は、「運用通達」別表第2及び別紙第1、「承認通達」3(1)及び「輸出許可書等の申請手続等」Ⅲ1(1)の規定にかかわらず、上記申請先に申請すること。

(2) 提出書類

① 本規定に基づく輸出承認申請及びこれと同時に行う一括輸出許可書等の申請の場合

特定手続等運用通達5(2)に基づき、次の(イ)から(リ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) 一括輸出許可書等の発行を伴う輸出承認申請説明書(別紙様式A)

(ロ) 継続的な取引関係を示す輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類(英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。)のいずれかの写し

(ハ) 条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(一括輸出許可書等)(別紙様式B)

なお、返信用封筒（レターパック等。簡易書留等の場合は、郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したものを）を（１）の申請先へ郵送すること。

（ニ）統括責任者に関する登録書（別紙様式C-1）。

（ホ）一括輸出許可書等の対象となる貨物の総量を計算する根拠となる書類（過去の輸出実績を元に算出した見積もりを記載した書類等）

（ヘ）翌月分の一括輸出許可書等使用見積書（別紙様式D）

（ト）輸出許可書等の申請手続等のⅢ1（2）規定（当該規定中の（イ）及び（カ）を除く。）に該当するものがある場合は当該書類

（チ）外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の違反の指摘を受けたことがある者又は受けている者は、行政指導等を踏まえた適切な社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

（リ）特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求められることがある。

② 本規定に基づく輸出承認の範囲内で行う、2回目以降の一括輸出許可書等の申請の場合特定手続等運用通達10に基づき、次の（イ）から（ヘ）までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（一括輸出許可書等）（別紙様式B）

なお、返信用封筒（レターパック等。簡易書留等の場合は、郵送に必要な返信用切手を貼付し、申請者本人の宛名を記入したものを）を（１）の申請先へ郵送すること。

（ロ）翌月分の一括輸出許可書等使用見積書（別紙様式D）

（ハ）前月分の一括輸出許可書等による輸出実績報告書（別紙様式E）

（ニ）前月分の輸出に関する、輸出承認の裏書き情報（写し）及び使用した一括輸出許可書等（写し）

（ホ）当該統括責任者に変更があった場合には、統括責任者変更届（別紙様式C-2）

（ヘ）特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求められることがある。

※原本提出の必要がある場合は、その提出方法について申請先の指示に従うこと。

### （3）申請要領

#### ① 輸出承認

（イ）申請の商品内容明細の商品名欄に、「輸出許可・証明書の発行を受けたものに限る」旨を入力する。

（ロ）条約適用後に輸入された附属書Ⅱに掲げる種の場合は、申請の際に添付する輸出国の輸出許可書等の輸出許可番号等を「備考」に入力すること。なお、入力する輸出許可番号等は5つ以内とすること。

（ハ）条約適用前に取得された附属書Ⅱに掲げる種の場合は、「備考」に条約適用前取得である旨入力すること。

（ニ）「買主」、「荷受人」及び「仕向地」の入力は、5件以内とすること。なお、同一番号の輸出国の輸出許可書等を用いて輸出承認を複数申請する場合には、「買主」、「荷受人」及び「仕向地」の入力が重複しないこと。

#### ② 一括輸出許可書等

（イ）「3. 輸入者」の欄は、空白とする。

（ロ）「5 a. 目的」の欄は、T： 商業（Commercial）と記載する。

（ハ）「10. 数量・重量」の欄は、空白とする。

(二)「5. 特別条件」の欄は、必要に応じて使用可能な輸出国の輸出許可書等の番号を記載すること。当該輸出許可書等の番号の記載は、5件までとする  
上記以外の点については、輸出許可書等の申請手続等のⅢ2に準ずる。

## 5. 申請受付期間

4.(2)①に規定する輸出承認申請及び一括輸出許可書等の申請は、原則、本規定の対象となる輸出が行われる年の1月4日から1月15日までとする。なお、4.(1)の申請先が認める場合は、交付を希望する月の前月1日から15日までとする。

4.(2)②に規定する一括輸出許可書等の申請は、交付を希望する月の前月1日から15日までとする。

なお、受付期間の最終日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)にあたる場合は、行政機関の休日の翌日まで申請を受け付けることとする。

## 6. 審査基準等

輸出承認及び一括輸出許可書等の発行は、以下の全てを満たす場合に限り行う。

- (1) 3. に該当することが確認できる輸出であること
- (2) 当該申請が4. に従って行われたものであること
- (3) 一括輸出許可書等の発行を伴う輸出承認を行ってもその輸出が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められるとき
- (4) 外為法違反の指摘を受けたことがある者又は受けている者においては、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できた場合

なお、これらに加えて、一括輸出許可書等の審査基準については、輸出許可書等の申請手続等のⅢ3の規定に準ずる事務取扱のもと、同じくⅢ1(3)の規定(当該規定中(二)を除く。)に基づくものとする。

## 7. 輸出承認の条件

本規定に基づく輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 本輸出承認は、承認の範囲においてその有効期限までの間、繰り返し使用することができる。
- (2) 本輸出承認により輸出する際は、本輸出承認を受けた範囲内で、「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」に基づく申請手続を行い、発行された一括輸出許可書等の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。
- (3) 本輸出承認により輸出された貨物は、毎月15日までに前月分の一括輸出許可書等による輸出実績報告書、前月分の輸出に関する輸出承認の裏書き情報(写し)及び使用した一括輸出許可書等(写し)を経済産業省貿易経済安全保障局野生動植物貿易審査室に提出すること。
- (4) 本一括輸出許可書等の原本を税関に提示する前までに、同一括輸出許可書等の原本の「3. 輸入者」の欄、「10. 数量・重量」の欄及び必要に応じて「5. 特別条件」の欄に必要事項を本輸出承認の範囲内で記入すること。

## 8. 輸出承認及び一括輸出許可書等の有効期限

本規定に基づく輸出承認の有効期限は、5. 申請受付期間内に申請が受理された場合は、原則2月1日から翌年1月31日までの1年間とする。なお、4.(1)の申請先が認める場合は、この限りではない。

本規定に基づき発行された一括輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。一括輸出許可書等の有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

## 9. 6. の審査基準を満たさなくなったとき

輸出承認及び一括輸出許可書等の発行が行われた後に、本輸出承認の有効期限内に、6. の承認基準を満たさなくなったと経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室が判断した場合は、以下とする。

- (1) 未使用の一括輸出許可書等について、返却するよう通知を受けた場合は、速やかに4.(1)の申請先に郵送にて返却すること。
- (2) 承認を取り消すことがある。

経済産業大臣 殿

申請者（輸出者）

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

〒

統括責任者名

担当者名

担当者電話番号

1. 輸入者 (荷受人) ※2	1	氏名又は法人名		
		住所		
		仕向地		
	2	氏名又は法人名		
		住所		
		仕向地		
	3	氏名又は法人名		
		住所		
		仕向地		
	4	氏名又は法人名		
		住所		
		仕向地		
	5	氏名又は法人名		
		住所		
		仕向地		
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (一般名) (附属書番号)	II	
	取引の目的 ※1	<input type="checkbox"/> 商業取引		
	出所の区分 ※1	<input type="checkbox"/> 野生 <input type="checkbox"/> 繁殖 <input type="checkbox"/> 条約適用前 ※この場合、確認できる資料を提出すること		
	「出所の区分」が「野生」または「繁殖」の場合、輸入時の輸出許可書等の許可書番号(最大5つまで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul>	在庫量 ※3	個 (kg)
	輸出時点の貨物の状態	その状態及び加工製品名		





Instructions and explanations  
(These correspond to block numbers on the form)

(1) The applicant must complete following blocks.

1. Tick the square which corresponds to the type of document issued (export permit, re-export certificate, import permit or other).
3. Complete name, address and country of the importer. The name of the country must be written in full.
4. Complete name, address and country of the exporter/re-exporter. The name of the country must be written in full.
- 5a. The following purpose codes should be used:

**T** for Commercial, **Z** for Zoo, **G** for Botanical garden, **Q** for Circus or travelling exhibition,  
**S** for Scientific, **H** for Hunting trophy, **P** for Personal, **M** for Medical (including biomedical research),  
**E** for Education, **N** for Reintroduction or introduction into the wild,  
**B** for Breeding in captivity or artificial propagation, **L** for Law enforcement / judicial / forensic.

7. Indicate the scientific name (genus and species, where appropriate subspecies) of the animal or plant as it appears in the Convention Appendices or the reference lists approved by the Conference of the Parties, and the common name of the animal or plant as known in the country issuing the permit.
8. Describe, as precisely as possible, the specimens entering trade (live animals, skins, flanks, wallets, shoes, etc.). If a specimen is marked (tags, identifying marks, rings, etc.), whether or not this is required by a Resolution of the Conference of the Parties (specimens originating in a ranching operation, specimens subject to quotas approved by the Conference of the Parties, specimens of Appendix-I species bred in captivity for commercial purposes, etc.), indicate the number and type of mark. The sex and date of birth of the live animals should be recorded, if possible.
9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is listed.  
 ii. Use the following codes to indicate the source:

- W** Specimens taken from the wild
- X** Specimens taken in "the marine environment not under the jurisdiction of any State"
- R** Ranched specimens: specimens of animals reared in a controlled environment, taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood.
- D** Appendix-I animals bred in captivity for commercial purposes in operations included in the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf.12.10, and Appendix-I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention
- A** Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that have been propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of species included in Appendices II and III)
- C** Animals bred in captivity in accordance with Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5
- F** Animals born in captivity (F1 or subsequent generations) that do not fulfil the definition of 'bred in captivity' in Resolution Conf.10.16, as well as parts and derivatives thereof
- Y** Specimens of plants that fulfil the definition for 'assisted production' in Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof
- U** Source unknown (**must be justified**)
- I** Confiscated or seized specimens
- O** Pre-Convention

10. Indicate the total number and quantity of specimens, if this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used.  
 Do not use general terms. When specifically noting the amount of regulated specimens contained in the manufactured product(s), angle brackets (< >) shall be used.  
 A period (.) shall be used as the decimal separator when indicating fractional values.

11- 11b.  
 The country of origin is the country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated, except in the case of plant specimens that cease to qualify for an exemption from the provisions of CITES. In such instances, the country of origin is deemed to be the country in which the specimens ceased to qualify for the exemption. Indicate the number of the permit or certificate of the exporting country and the date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-exports.

12- 12b.  
 The country of last re-export is the country from which the specimens were re-exported before entering the country in which the present document is issued. Enter the number of the re-export certificate of the country of last re-export and its date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-export of specimens previously re-exported.

14. Enter the number of the bill of lading or air way-bill if the method of transport used requires the use of such a document.

(2) The official of Management Authority must complete following blocks.

- 1a. The original permit/certificate number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.
2. For export permits and re-export certificates, the date of expiry of the document may not be more than six months after the date of issuance (one year for import permits).
5. Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed on the shipment by the issuing Management Authority. This block can also be used to justify the omission of certain information.
- 5b. Indicate the number of the security stamp affixed in block 13.
6. The name, address and country of the issuing Management Authority.
13. To be completed by the official who issues the permit. The name of the official must be written in full. The security stamp must be affixed in this block and must be cancelled by the signature of the issuing official and a stamp or seal. The seal, signature and security-stamp number should be clearly legible.

(3) The official of Customs must complete following blocks.

15. To be completed by the official who inspects the shipment at the time of export or re-export. Enter the quantities, name of port, date of permission, signature and a stamp.

指示と説明  
(様式の段落番号に対応します)

(1) 申請者は、以下の項目を記入する

1. この書類に対応する四角をチェックする(輸出、再輸出、輸入又はその他)。
3. 輸入者の正確な名称、住所及び国名を記入(略称を用いない)。
4. 輸出者/再輸出者の正確な名称、住所及び国名を記入(略称を用いない)。
- 5a. この取引の目的として、次のコードを記入。

**T** 商業、 **Z** 動物園、 **G** 植物園、 **Q** サーカス又は移動展示、  
**S** 科学研究、 **H** ハンティングトロフィー、 **P** 個人用、 **M** 生物・医学研究  
**E** 教育、 **N** 野生への返還又は野生化、  
**B** 飼育繁殖又は人工繁殖、 **L** 法執行

7. (a) 当該動植物の一般的名称を記入。  
 (b) 当該動植物の学術名称(属及び種並びに適宜亜種)を記入。
8. 取引される貨物の詳細(生きている動物、皮、財布、靴など)を正確に記入。  
 マーク(タグ、識別マーク、リング等)が付されている場合、マーキングの数とタイプを示す。生きている動物は、可能な限り性別及び生年月日を記入。
9. i. 当該動植物の条約附属書番号(I、II又はIII)を記入。  
 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。

- W** 野生から取得した動植物
- X** 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物
- R** ランチング(成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成)された動物
- D** 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物(決議 12.10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る)又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物)
- A** 人工的に繁殖させた植物(決議 11.11 において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるもの(附属書 I に掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたものに限る))
- C** 飼育により繁殖させた動物(決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるものに限る)
- F** 飼育により繁殖させた動物(C の区分に該当しないものに限る)
- Y** 補助生産の植物(決議 11.11 において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの)
- U** 出所不明 (**正当な理由を明記**)
- I** 没収又は押収された動植物
- O** 条約適用前に取得された動植物

10. 取引される貨物の合計の数及び量並びにその計測単位を記入(数及び量の双方の記入が困難な場合には、いずれか的一方を記入)。計測単位には曖昧な単位を用いないこと。  
 規制対象種の含有量を特記する場合には山括弧 <> を用いて記載すること。  
 小数点を示す際は、ピリオド「.」を用いて記載すること。

11 - 11b.  
 動植物の原産国又は地域名、その国が発給した輸出許可書番号及び発給日を記入。  
 この欄は、再輸出の場合にのみ記入。

12 - 12b.  
 動植物の最終再輸出国又は地域名、その国が発給した再輸出証明書番号及び発給日を記入。  
 この欄は、以前に再輸出された標本の再輸出の場合にのみ記入。

14. 輸送方法が、船荷証券又は航空運送状などの使用を必要とする場合、それらの書類の番号を記入(番号が決定次第追記すること)。

(2) 管理当局の担当者は、以下の項目を記入する

- 1a. 許可書、証明書番号
2. 有効期限(輸出/再輸出は6ヶ月、輸入は1年)
5. 特別条件
- 5b. 13欄に貼付されるセキュリティスタンプの番号
6. この書類を発給する管理当局の名称及び住所
13. この書類の発給日、この書類を発給する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、公印を押印の上、セキュリティスタンプを貼付

(3) 税関の担当者は以下の項目を記入する

15. 税関係官による、輸出/再輸出数量(実数)、輸出/再輸出港、許可日、署名の記載及び押印

統括責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

申 請 者 :

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

担当者名

担当者電話番号

当社の統括責任者を下記のとおり登録します。

記

統括責任者

氏 名 :

役職名 :

就任日 :

選任理由 :

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

統括責任者変更届

経済産業大臣 殿

申 請 者 :

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

担当者名

担当者電話番号

当社の統括責任者が変更となりましたので、下記のとおり届け出ます。

記

統括責任者

(変更前)

氏 名 :

役職名 :

(変更後)

氏 名 :

役職名 :

就任日 :

選任理由 :

変更を届け出る理由 :

(注) 用紙の大きさは、A列4番とする。

## 翌月分の一括輸出許可書等使用見積書（ 年 月分）

年 月 日

野生動植物貿易審査室長 殿

申請者（輸出者）

氏名又は名称及び代表者の氏名

住 所

〒

統括責任者名

担当者名

担当者電話番号

輸出承認証	(承認番号)	(発行日)	(有効期限)
見積もり	翌月に輸出が見込まれる数量・重量		翌月に輸出が見込まれる数量・重量のために必要な、輸出許可書等の枚数
	個 (kg)		枚
	根拠 ※		
備考 Note			

※ 本様式に記載できない場合は、別紙参照とすること。

(注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。

2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

前月分の一括輸出許可書等による輸出実績報告書（ 年 月分）

申 請 者（輸出者）

氏名又は名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

統括責任者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者電話番号 \_\_\_\_\_

1. 輸出承認番号：
2. 輸出承認年月日：
3. 同月使用した一括輸出許可書等番号及び貨物の数量（重量）等一覧

	一括輸出許可書等番号	輸出年月日 (通関日)	輸入者名	仕向地	貨物数量(重量)
1					
2					
3					
4					
5					
:					

- ・ 同月使用した一括輸出許可書等の枚数 計 \_\_\_\_\_ 枚
- ・ 同月輸出した貨物の数量（重量） 計 \_\_\_\_\_ 個 (kg)
- ・ 輸出承認された数量・重量の残高（先月までの残高 — 同月の使用数量・重量） \_\_\_\_\_ 個・kg

4. 返納一括輸出許可書等の枚数（ある場合）

	一括輸出許可書等番号	返納理由
1		
2		
:		

計 \_\_\_\_\_ 枚

（注）返納一括輸出許可書等については、レターパック等（追跡可能な郵送手段）で野生動植物貿易審査室に郵送すること）

5. 同月末の未使用一括輸出許可書等の枚数

枚 + 枚 — 枚 — 枚 = 枚

※計算式（先月の未使用枚数）+（同月発行された枚数）—（同月使用した枚数）—（同月の返納枚数）

（注）

本様式に記載できない場合は、別紙参照とすること。

用紙の大きさは、A列4番とする。

報告にあたっては、次の書類を添付すること。※合計で30MBに収めること

- ・ 輸出承認証の裏書きの写し（1つのファイルにまとめること）
- ・ 上記輸出承認証に基づいて発行を受けた一括輸出許可書等のうち、輸出通関済みの一括輸出許可書等（輸入者と数量が記入されたもの）の写し（1つのファイルにまとめること）
- ・ 輸出承認をうけた数量の残高に関する説明資料（必要に応じ提出すること）
- ・ その他、必要に応じて当該貨物の在庫管理に関する資料（見積もり、輸出数量との整合性について確認できるもの）等。
- ・ 一括輸出許可書等の使用の有無にかかわらず、毎月15日までに提出すること。